

## 最高裁判所一般規則制定諮問委員会 議事録(第1回)

(最高裁判所一般規則制定諮問委員会幹事)

### 1. 日時

平成14年7月31日(水)14:00～17:00

### 2. 場所

最高裁判所大会議室

### 3. 出席者

(委員)

青木昌彦,磯村保,遠藤光男,北野聖造,曾我部東子,龍岡資晃,鶴岡啓一,戸松秀典,中田昭孝,長谷川真理子,長谷川裕子,土方健男,堀越みき子,堀籠幸男,堀野紀,前田雅英,松尾邦弘,宮崎礼壹,宮廻美明,宮本康昭(敬称略)

(幹事)

一木剛太郎,金井康雄,金築誠志,鹿子木康,小池裕,竹崎博允,寺田逸郎,中山隆夫,野山宏,明賀英樹

### 4. 議題

(1) 委員長選出等

(2) 諮問事項説明

(3) 協議

(4) 今後の予定等について

## 5. 配布資料

(資料)

1. 最高裁判所一般規則制定諮問委員会細則(案)
2. 下級裁判所の裁判官の指名過程に関する諮問機関の設置に関する基本論点
3. 下級裁判所の裁判官の指名過程に関する諮問機関の設置に関する論点メモ

(参考資料)

4. 司法制度改革審議会意見書抜粋(裁判官の任命手続の見直し)
5. 司法制度改革審議会意見書抜粋(裁判官制度の改革)
6. 司法制度改革推進計画要綱抜粋
7. 裁判官制度(任命関係)法令
8. 裁判官の任命手続の概略
9. 裁判官制度の改革について
10. 裁判官の定員(平成14年度)
11. 平成13年度 採用・再任者数
12. 第48回司法制度改革審議会議事録抜粋
13. 第49回司法制度改革審議会議事録抜粋
14. 第56回司法制度改革審議会議事録抜粋
15. 第58回司法制度改革審議会議事録抜粋
16. 第60回司法制度改革審議会議事録抜粋
17. 裁判官の新たな人事評価制度のために 研究会報告の概要

## 6. 議事

【中山幹事】所定の時刻になりましたので、ただいまから、第1回最高裁判所一般規則制定諮問委員会を開会させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

後ほど、当委員会の委員長をお決めいただきますが、それまでの間、私、幹事の中山が議事を進めさせていただきます。

まず、議事に先立ちまして、山口繁最高裁判所長官からごあいさつ申し上げます。

【山口繁最高裁判所長官】

山口でございます。

一般規則制定諮問委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、一般規則制定諮問委員会委員をお引き受けくださりましてまことにありがとうございます。

皆様御案内のとおり、昨年6月の司法制度改革審議会の意見書の提出を受けまして、12月には内閣に司法制度改革推進本部が設置され、具体的な制度設計に向けた検討作業が着々と進められております。

最高裁判所といたしましても、推進本部の基本方針を踏まえて、真に国民のためになる改革が実現されますよう、裁判所、裁判官制度をはじめといたしまして、裁判手続、法曹養成のあり方等司法制度の全般にわたりまして検討を続けております。

その一環といたしまして、このたびの一般規則制定諮問委員会におきまして、裁判官の指名過程に關与する機関の設置について御審議いただくことを予定いたしております。社会の複雑・多様化、国際化が進展してまいりまして、司法の一層の充実・強化が求められていく中で、豊かな知識と高い人格、識見を備えた裁判官の選任ということは、これまでも増して重要な問題となっていくように思います。そこで、新しく設けられた機関の關与によりまして、多くの優れた裁判官が確保され、国民の司法に対する信頼がますます強固となってまいりますことを大いに期待しているところでございます。

これに加えまして、今回の一般規則制定諮問委員会におきましては、裁判所の運営に国民の意見を反映させることが可能となる仕組みについても御審議いただくことを

予定いたしております。

このように、今回の一般規則制定諮問委員会で御審議いただく事柄は、裁判所のあり方に関する重要な問題でございますので、幅広い分野の方々から御参加いただくこととした次第であります。どうか委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての私のあいさつとさせていただきます。

【中山幹事】山口長官には、ここで退室させていただきます。

(長官退室)

【中山幹事】恐れ入りますが、報道関係の方は、ここで御退出ください。

(報道関係者退室)

【中山幹事】それでは、次に委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

委員名簿は、お手元に配付してありますので御参照ください。

あいいうえお順でまいりたいと思います。

まず、青木委員でいらっしゃいます。

磯村委員でいらっしゃいます。

遠藤委員でいらっしゃいます。

北野委員でいらっしゃいます。

曾我部委員でいらっしゃいます。

龍岡委員でいらっしゃいます。

鶴岡委員でいらっしゃいます。

戸松委員でいらっしゃいます。

中田委員でいらっしゃいます。

長谷川真理子委員でいらっしゃいます。

長谷川裕子委員でいらっしゃいます。

土方委員でいらっしゃいます。

堀越委員でいらっしゃいます。

堀籠委員でいらっしゃいます。

堀野委員でいらっしゃいます。

前田委員でいらっしゃいます。

松尾委員でいらっしゃいます。

宮崎委員でいらっしゃいます。

宮廻委員でいらっしゃいます。

最後に、宮本委員でいらっしゃいます。

それでは、次に幹事の紹介をさせていただきますが、一木さんからよろしく願います。

【一木幹事】幹事の一木でございます。

【金井幹事】幹事の本井でございます。

【金築幹事】幹事の本築でございます。

【鹿子木幹事】幹事の鹿子木でございます。

【竹崎幹事】幹事の竹崎でございます。

【寺田幹事】幹事の寺田でございます。

【野山幹事】幹事の野山でございます。

【明賀幹事】幹事の明賀です。よろしくお願い致します。

【小池幹事】幹事の小池でございます。

【中山幹事】改めまして、幹事の中山でございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、委員長を選任していただきたいと思っております。

委員長の選任につきましては、最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条により、委員の互選によることになっております。どなたか、御推薦等いただけますでしょうか。

前田委員、願います。

【前田委員】僭越ですが、この委員会の趣旨、それから御経験、御経歴から申しまして、遠藤委員が適任かと、推薦させていただきたいと思っております。

【中山幹事】ただいま、前田委員から、遠藤委員を委員長に推薦される御意見をいただきました。いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【中山幹事】遠藤委員、委員長就任について、お引き受けいただけますでしょうか。

【遠藤委員】お引き受けいたします。

【中山幹事】異議なしという声とともに、遠藤委員の方で御了承いただきましたので、遠藤委員に一般規則制定諮問委員会の委員長をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、遠藤委員、委員長席の方に御移動願います。

(遠藤委員、委員長席へ移動)

【中山幹事】それでは、今後の議事進行については、委員長をお願いしたいと思います。

委員長、お願いいたします。

【遠藤委員長】御紹介いただきました遠藤でございます。一言ごあいさつをさせていただきたいと思います。

私は、一昨年の9月に最高裁判所判事を定年により退官いたしまして、5年7カ月ぶりに弁護士に復帰したわけですが、昨年4月に財団法人法律扶助協会会長に就任いたしました。余談になって恐縮でございますが、大変厳しい財政事情のもと、経済的弱者の司法に対するアクセス障害の解消のため、日夜、悪戦苦闘を強いられているところでございます。

ところで、最高裁判所規則制定諮問委員会の委員長は、慣例によりますと最高裁判所判事経験者が就任されているそうですが、お見渡ししたところ、委員の方々中では最高裁判所判事経験者は私1人しかおられないようですので、大変僭越ではございますが、私が委員長としての大役をお引き受けさせていただいた次第でございます。

司法制度改革審議会の意見書を引用するまでもなく、裁判官の指名過程に国民の意思を反映させるということは、裁判官に対する国民の信頼感を高めるという観点からも大変重要なことでございます。したがって、当委員会に課せられた職責は極めて大きなものがあると考えております。幸いにして、当委員会の委員として御就任されました皆様方は、各分野においてそれぞれ立派な活動をされておられる方々ばかりであり、また豊富な御経験と深い専門的識見をお持ちの方々ばかりでございます。私たちは、これら委員の皆さん方の英知を集結いたしまして、自由闊達かつ建設的な御意見をお出しいただくことを通じまして、国民の期待にこたえ得るような立派な組織といたしますか、十分機能し得る組織を作り上げてまいりたいと考えております。

諸事万端、まことに不慣れでございますが、委員の皆様方には御迷惑をかけることが多々あるかと思いますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任のごあいさつにさせていただきたいと思っております。

それでは、早速でございますが、最高裁判所規則制定諮問委員会規則第5条に「委員長に事故のあるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。」とございますので、この規定に従いまして、私の方から委員長代理を指名させていただきたいと思っております。

大変恐縮でございますが、戸松委員にお願いしたいと思っております。お受けいただけますでしょうか。

【戸松委員】御指名でございますので、やらさせていただきます。

【遠藤委員長】ありがとうございます。

それでは、委員長代理は戸松委員ということにさせていただきます。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

【遠藤委員長】次に委員会の細則案について御審議いただきたいと存じます。幹事の方から御説明ください。

【中山幹事】はじめに、資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料として資料1から3、そのほかに御参考として参考資料1から14までをお配りしておりますので、御確認いただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次に委員会細則案について説明させていただきます。

幹事といたしましては、一般規則制定諮問委員会での審議に先立ち、まずは議事手続について御審議いただき、これを明確にする必要があると考え、案を作成いたしました。お手元に配らせていただきました資料1が、それでございます。

通常、この種の細則には、会議の招集権者、議長、会議開催の定足数、発言の方法、議事の決定方法等が定められておりますが、本細則案もそれに倣ったものでございます。

なお、議事録の作成につきましては、幹事の方で作成する案としてございますが、幹

事の方で作成したものを各委員にお諮りした上で確定させたいと考えております。

以上でございます。

【遠藤委員長】ただいまの幹事の説明について、何か御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

【遠藤委員長】特に御意見がないようでございますので、ただいまの幹事説明の委員会細則に従って、これから議事を進めさせていただきたいと思います。

(協議の結果、議事の公開については、次のとおり取り扱うことが決定された。)

- ・毎回の委員会終了後、速やかに議事概要(発言者名なし)を作成し、公表する。
- ・毎回の委員会の議事録(発言者名入り)については、その作成後これを公表する。
- ・毎回の委員会については、原則として、司法記者クラブ加盟の報道機関1社2名の傍聴を認める。
- ・プライバシーの保護が必要な場合や、公開により公正・円滑な議事運営に支障が生じるおそれがある場合は、公開を停止し、報道機関の傍聴を制限したり、その部分について議事概要及び議事録への記載を避けることもありうる。

(報道関係者入室)

【遠藤委員長】ただいま、報道関係の傍聴を認めるかどうかということをお諮りしたわけですが、全員一致をもって傍聴を認めることとしましたので、報道関係の皆様方にお入りいただいた次第でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、冒頭に、今回の一般規則制定諮問委員会に対する諮問事項についての論点を幹事の方から御説明いただきたいと思います。

【金築幹事】それでは、諮問事項に関する論点等について、幹事から御説明申し上げます。

初めに、最高裁の指名権の意義についてでございますが、憲法80条は、下級裁判所の裁判官となるべき者の指名権を最高裁に与えておりますが、これを受けまして、裁判所法40条は、「高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。」と定めております。この



ような指名制度を採用いたしましたのは、司法権の特質を考え、裁判官、裁判所は何ものからも独立して、中立・公正な判断者でなければならないという趣旨を、下級裁判所の裁判官の任命の場面でも尊重したものと解されております。

なお、下級裁判所の裁判官の任命手続、任命資格等の詳細、根拠法令等につきましては、参考資料の4を御覧いただきたいと思っております。

次に、指名手続の実情でございますが、最高裁判所では、下級裁判所の裁判官の指名につきましては、任命資格を備えた者で任命を希望する者の中から、裁判官会議において任命を相当とする者を決定し、その者の氏名を記載した名簿を内閣に送付する方法によっております。

指名を行う場合の手順や方法の概要について、もう少し具体的に紹介いたしますと、次のとおりでございます。

参考資料の5を御覧いただきたいと思っておりますが、まず司法修習生から判事補へ任官する場合には、指名の段階では法律家としての実績がありませんことから、修習中の成績等を資料にいたしまして、最高裁におきまして面接を行いました上で、裁判官会議で指名するか否かを決定しております。

また、弁護士等から判事、判事補へ任官する場合には、指名の段階ではまだ裁判官としての実績がございませんために、弁護士等としての実績等を資料にするなどし、最高裁において面接を行い、裁判官会議で指名するか否かを決定しております。

その他の場合、すなわち判事補から判事へ任官する場合、判事を再任する場合には、それまでの裁判官としての評価等を資料にして、裁判官会議で指名するか否かを決定しております。

なお、簡易裁判所判事への任官の場合には、法曹資格を有する者、これは大部分が判事の定年退官者でございますが、法曹資格を有する者につきましては、それまでの法曹としての実績等に基づいて指名するかどうかを決定しています。また、法曹資格がない者を選考により採用する場合には、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経た上で、裁判官会議で最終的に指名するか否かを決定しております。

このように、下級裁判所の裁判官の指名につきましては、憲法及び裁判所法等の規定に基づいて、裁判官会議で指名するか否かを決定してきたわけでございますが、

名簿登載の決定過程が最高裁判所の内部手続として行われ、裁判所外の第三者が関与する場面がないため、国民の目から見て、採用が適正に行われているかどうかわかりにくいという指摘がございます。

最高裁は、このような状況を踏まえまして、さきの司法制度改革審議会において、裁判官の指名過程の透明性を高め、裁判官に対する国民の信頼を一層強固なものとするため、最高裁判所が下級裁判所の裁判官を指名するに当たり、その適否について、広く国民的視野に立って、多角的見地から意見を述べる機関を設ける必要がある旨の意見を述べたわけでございます。

次に、司法制度改革審議会の意見の概要に触れたいと思いますが、審議会では、この問題についてさまざまな角度から意見が交わされ、次のような提言がなされました。

参考資料の1を御参照いただきたいと思います。

まず、最高裁が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである。もう1点として、同機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき、実質的に適任者の選考に関する判断を行い得るよう、例えば、下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきであると述べています。また、参考資料1にありますように、審議会意見には、制度の整備に当たって考慮すべき点が掲げられております。

この審議会意見を踏まえ、本年3月、最高裁の「司法制度改革推進計画要綱」におきまして、このような機関を設置する等の方針を明らかにいたしました。司法制度改革推進本部の司法制度改革推進計画にも、同様の方針が明らかにされております。

ところで、審議会におきましては、最高裁に裁判官の指名に関する機関、これは委員会組織の機関を想定しておりますが、これを設置することについて異論はありませんでしたが、次の点が重要な論点として議論されたように思われます。

第1に、最高裁に設置する機関の機能をどのようなものにすべきかという点であります。この点については、大きく言って3つの見解があったように思われます。

第1の見解は、この機関は、最高裁から示された指名の名簿案に基づいて、指名されるべき者の適否を判断して意見を述べるというものであります。第2の見解は、こ

の機関は、最高裁から示された名簿案に限られず、主体的に指名されるべき者を選考、推薦して、最高裁に指名に関する意見を述べるというものであります。第3の見解は、この機関は、最高裁の諮問を受けて、裁判官の任命基準のあり方等について議論を行う機能を中心とすべきであり、個別の人事については、指名をしない等の特異なケースに限るべきであるというものであります。

このような議論を踏まえて、審議会意見では、さきに述べましたように、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関という提言がされたわけであります。

第2に、下部組織の機能をどのようなものにすべきかという点であります。この点については、大きく言って2つの見解があったように思われます。

第1の見解は、最高裁に設置された機関が指名に関する意見を述べることとするが、指名されるべき者に関する情報を広く収集するために、下部組織を地域ブロックごとに設置すべきであるというものであります。第2の見解は、地域ブロックごとに置かれた下部組織は、最高裁の指揮命令系統からは独立した機関とし、判事または判事補になろうとする者は、赴任を希望する地域を所管する下部組織に申し込みを行い、下部組織が指名する者を推薦するというものであります。いわば、下部組織が第一次的な推薦機能を持つという考え方であります。

審議会におきましては、下部組織の機能等について意見が収斂しなかったため、さきに述べましたように、審議会意見では、同機関が、十分かつ正確な資料・情報に基づき、実質的に適任者の選考に関する判断を行い得るよう、例えば、下部組織を地域ブロックごとに設置することなど、適切な仕組みを整備すべきであるとされ、下部組織の設置の要否、その機能等については、さらなる検討に委ねられた趣旨の提言となっております。

そこで、主な論点について御説明させていただきたいと思いますが、資料の3を御覧いただきたいと思っております。これは、当委員会における議論の参考にしていただくため、主要な論点として考えられるものを整理してみたものでございます。

まず、1、最高裁判所に設置する機関についてでございますが、最高裁判所に下級最高裁判所の裁判官の指名に関する機関を設置することの要否等が問題となります。

既に、最高裁は、指名に関する諮問機関を最高裁に設置する必要があるとしておりますが、最高裁にこのような機関を設置することについて何か問題がないか、このような機関の要否、さらには設置の目的についても、一応検討しておく必要があると考えられますところから、論点として挙げてみた次第であります。

この機関の組織形式につきましては、審議会では委員会組織とすることを前提として議論が進められたようでありまして、最高裁も委員会組織を前提とした意見を明かにしております。

なお、この機関の名称をどうするかということも問題になりますが、この点については、今後、この機関の所掌事務を検討する中で考えていけばよいのではないかと考えられます。

次に、最高裁判所規則で設置を定めることの当否という論点でございますが、この機関の設置について、最高裁規則で定めることの当否について、検討しておく必要がございます。

先ほども触れましたとおり、下級裁判所裁判官の指名権が最高裁に与えられている憲法の趣旨からいたしますと、指名権の行使に関する手続についても、第一次的には最高裁において検討するというのがその趣旨に適うのではないかと考えられます。政府の司法制度改革推進計画でも、最高裁における検討状況を踏まえた上で、なお必要な場合には、所要の措置を講ずるものとされております。また、最高裁の推進計画要綱におきましても、まず最高裁において第一次的検討をする旨定めており、その検討のためにこの委員会を開催させていただいた次第であります。

この機関の設置については、法律で行うべきであるという考え方もあり得るところでありまして、政府の推進計画でも立法措置を含めた所要の措置を講ずる余地が残されているところであります。最高裁は、当委員会の審議状況を随時、推進本部に説明するなど、推進本部と連携しながら検討を進めていく所存でございます。

次の論点として、所掌事務等でございますが、まず基本的な所掌事務等についてでございます。

さきにも御紹介しましたとおり、審議会の審議におきましては、基本的な所掌事務のあり方について見解が分かれたところであります。

そこで、下級裁判所の裁判官の指名を受けようとする者の中から、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べることにすべきか、これに加えて、この機関が独自に下級裁判所の裁判官として指名されるべき者を推薦することにすべきか等について検討する必要があります。

また、この機関が指名候補者の選考等について意見を述べるに当たり、これに関する理由を付するかどうかも検討する点となると考えられます。

以上の基本的な所掌事務に関連し、審議会意見書でも触れられておりますが、個々の指名の問題を超えて、裁判官の選考のあるべき一般的な基準等についても、この機関において審議し、公表することはどうかといった論点もあると思われま

す。次に、諮問の要否という論点でございますが、審議会意見では、この機関が最高裁の諮問を受けて活動するものであると明記しておりますが、一応この点も論点に掲げました。

なお、諮問の方法については、所掌事務、審議等の対象とする裁判官の範囲と密接に関わる問題でありますので、これらと併せて検討するのが適当であると考えられます。

そこで、審議等の対象とすべき裁判官の範囲でございますが、審議等の対象となり得る下級裁判所の裁判官は、裁判所法40条1項に掲げられております。

ただ、審議会におきましては、基本的に判事・判事補を審議の対象とすることを前提にした議論がされていたように思われます。簡易裁判所判事について審議対象とするのか否か検討を要すると思えます。

現在、最高裁は、判事補が裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませる制度を導入することを検討しておりますが、このように短期間裁判官の身分を離れた裁判官が再び任官する場合も個別的な審議の対象にする必要があるのかといった点も検討を要するよう思われます。

次に、この機関の権限や所掌事務自体に関するものではございませんが、これに密接に関連する問題といたしまして、次のような点を検討してはどうかと思われま

す。すなわち、この機関が審議の結果、指名されるべき者の適否を判断し、最高裁に意見を述べた場合には、最高裁は指名の結果を委員会に通知すべきではないかとい

点であります。これは、最高裁がどのような最終判断を下したかをこの機関に情報提供することによって、この機関におけるその後の審議に役立てるという趣旨によるものでございます。

次に、機関の組織、構成、運営方法等という点でございますが、この機関の組織につきましては、委員会組織を念頭に置いた議論がされてきましたが、それを前提といたしました場合、委員の構成、選任方法等について検討する必要があります。

構成委員数については、特に明確な基準があるわけではございませんが、実質的な審議を行う便宜を考慮する必要があると思われま。

その委員の構成、選任方法は、審議会意見では、委員の構成及び選任方法については、中立性・公正性が確保されるよう十分な工夫を凝らすものとしてされておりますが、このような点に留意しつつ、検討する必要があると思われま。

また、委員会方式をとる場合には、委員の任期、再任の可否、勤務形態等についても検討する必要がありますし、委員長の要否、その選任方法、権限等についても検討する必要があると思われま。

運営方法、権限等についてでございますが、この機関の開催要件についても検討しておく必要がございます。

また、この機関が適切な審議等をするために、必要な意見聴取等を行えることとすること、必要がある場合には、例えば関係機関に協力を依頼することができることなどとはどうかといった点についても検討することが考えられます。

第2に、下部機関の設置についてでございますが、まずは下部組織を設置することの要否等が論点となります。

さきに触れましたように、審議会におきましては、下部組織のあり方についてはさらなる検討に委ねられたところでございます。

そこで、まず、下部組織の要否について検討する必要がありますが、最高裁に設置する機関の審議等を実質的なものとするため、地域ブロックごとに下部組織を設置してはどうかと考えられます。

そして、下部組織の機能のあり方といたしましては、裁判官への任官希望者に対する情報の収集・提供を行うこととすべきか、あるいは、さらに下部組織が独自に指名す

べき者を推薦・選考する権能を持つこととするべきか等について検討する必要があると思われま

す。そして、下部組織の所掌事務、組織、運営方法、権限等でございますが、下部組織の機能のあり方の検討を踏まえまして、その所掌事務、組織、運営方法、権限等について検討する必要があると考えられます。

会議資料で掲げてございますものは、今後検討を要すると考えられる事項を参考までに拾い出してみたものでございます。

最後に、その他の事項でございますが、資料3の末尾にその他に検討を要すると思われる事項を2点取り上げてみました。

第1は、設置される機関、これは最高裁に設置される機関、下部組織として設置されるものの両者を含みますけれども、これには相当程度の庶務的業務があると思われま

すが、これを処理する部局に関するものであります。このような機関の設置形態、事務の効率等を踏まえて検討する必要があるかと考えられます。

第2は、指名に関する基準、手続、スケジュール等を明示する規定を設ける必要があるかという点であります。設置される機関における運用等ともかかわる問題ではないかと思われま

すが、検討の必要があるかと思われま

す。少々長くなりましたが、以上でございます。

【遠藤委員長】ありがとうございます。

【遠藤委員長】議事を再開させていただきます。先ほどの金築幹事からの御説明に対しては、御質問が

ありの方もいらっしゃると思いますが、時間の都合もござい

をつかんだ上、次回までに幹事を中心として今日の論点を整理していただき、次回以降、更にその議論を深めて参りたいと存じます。もちろん、全員一致で御賛同いただけるような事項については、その都度、私の方から確認させていただきますが、重要論点については広く浅くといえますか、6つの項目全部につきイメージづくりのため御議論していただければありがたいと思っております。

ところで、この重要論点6項目というのは、勝手に私の方で要約させていただきますと、およそ、次のようなものになると思います。資料3の論点メモをご覧ください。この論点メモの中に記載されている機関設置の要否、その法形式つまり最高裁判所規則で定めることの当否、同機関の所掌事務、同機関の組織、構成、運営方法等、下部組織設置の要否、下部組織の所掌事務その他の以上6項目でございます。

そこで、第1の論点、つまり機関設置の要否についてお諮りしたいと存じます。この点はおそらく御異論がないところと思いますが、先づもって入り口のところで共通の確認をしておきたいということで念のためお諮りした次第です。

この機関を設置することに何か問題はあるのかわからないのか、先ほど金築幹事から説明がございましたように、憲法80条に基づき、最高裁判所に対し下級裁判所の裁判官の指名権が与えられたことは、司法権の独立を尊重した憲法上の重要な要請であることは言うまでもありません。にもかかわらず、国民の意思を反映させるという意味でこの種の機関を設置することが許されるのか。何か問題がないであろうか。そこら辺の御議論から入らせていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

どなたからも御発言がないようですが、この点については、皆さん一致して問題がないと考えられていると理解してよろしいでしょうか。指名権が付与された憲法上の要請が尊重されなければならないことは当然のこととして、改革審意見書も提言しているように、裁判官の指名手続が、最高裁判所内部の手続のみによって行われているため、国民の目から見てもわかりにくい状態となっているということは、やはり問題ではないでしょうか。そこで、このような問題点を解消するため、裁判官の指名過程に国民の意思を反映させようとするのは大事なことであり、そのための機関を設置することは、その答申に拘束力がないということを確認しておきさえすれば、何ら憲法上の要請に抵触するものではないと考えられます。要は、中身の問題に尽きると思います。



したがって、中身の点はともかくとして、この種の機関を設置すること自体については、全員一致で御賛成いただけるものとして進めさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

【遠藤委員長】はい、ありがとうございました。

次なる問題は、これは恐らく大分御議論をいただくざるを得ないことだと思いますが、その種の機関を設置するとした場合に、その法形式の問題、端的に言えば、法律によるべきか最高裁判所規則によるべきかについての議論に入らせていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

【宮本委員】先ほど、幹事から、裁判官の指名権が最高裁判所にあるということと関連させて最高裁判所規則で決めるのが相当であるという御説明があったのですが、私は裁判官の指名権が最高裁にあるのは当然のこととして、そのことと、規則で決めるか法律で決めるかは必ずしも連動しないと考えています。

規則で決める方がいいか法律の方がいいかというのは選択の問題で、どちらでもあり得ると思いますけれども、私はこのような重要問題については、やはり基本的事項、少なくとも任命諮問委員会、任命諮問委員会という名前になるかどうか分かりませんが、を設置することについては、法律で定めるのが適当だと思います。よく引き合いに出されるのが、簡易裁判所判事の選考委員会ですが、御承知のように簡易裁判所判事の指名も最高裁の権限ですけれども、裁判所法 45 条で定めております。そこで簡易裁判所判事の選考委員会をつくるということを定めて、その詳細については最高裁規則にゆだねています。これと同じような取り扱いにしたらいかがかと私は思っています。

【戸松委員】これは憲法にかかわることですので、憲法の研究者であります私が、若干考えるところをお話したいと思います。最高裁判所に規則制定権がなぜあるか、このところが重要です。参考資料の方では、77 条がのっていないんですけれども、最高裁判所の規則制定権は憲法の 77 条にございまして、その 1 項で「最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。」となっています。これは、司法権が自律性を保

たなくてはならないという要請をもとに憲法に定められたと通常理解されております。これと同じようなことは、国会の衆議院、参議院についてみられ、そこでも強い自律性が必要だということで、その事務等につきましては自らが定める規則で運営していくということになっております。司法権についてもそういう考え方で制定されていて、話が長くならないように簡単に申し上げますが、これはアメリカの制度等も大変影響がございまして、アメリカでは連邦の場面でいいますと、司法内部のことは連邦最高裁判所がつくる規則でほとんど運営するというようになっていくわけですが、日本もそうなるべきだということでこの憲法規定になっているんですが、ただ明治憲法時代から、主要なことについては法律で定めるという伝統がございましたので、例えばこの77条1項にある訴訟に関する手続は、最高裁判所規則ですべて定めてよろしかったんですが、憲法発足のときには、訴訟に関する手続の基本的な点については法律で定めるということで、御承知のように民事訴訟法とか刑事訴訟法という法律で定められて、その細かなところは最高裁判所の規則で民事訴訟規則、刑事訴訟規則というもので定められているわけです。

ただ、解釈上は、77条がそういう趣旨でありますので、法律で定めなくても規則で定めればよいということになっている。これは、繰り返しになりますけれども、司法権の自律性ないし自立性、自ら律するという意味と自ら立つという両方の意味も込められていると思われるわけです。

そこで、最高裁判所の権限として、先ほどから挙げられておりますように、80条で「下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。」と定められていて、このことも、先ほども説明がありましたけれども、自律性にかかわることで、80条と77条を組み合わせますと、恐らくこれは司法事務処理に関係することだと思いますけれども、下級裁判所の裁判官の任命に関する事務については規則で定めるというのが素直な憲法の規定の見方ではないかと思われるわけです。

そういうわけで、この1つの問題、最高裁判所規則で設置を定めることの当否につきましては、規則で定めるのが憲法の趣旨に合うのではないかということが言えるのではないかと思います。

これを法律で定めるという、今の宮本委員の選択の御意見もあり得るかと思いますが、ただ法律で定めることが、果たして下級裁判所の裁判官の任命手続という趣旨に合うことなのかどうなのか。法律で定めるということになりますと、政治部門の意見というのが関わってきますので、先ほどから言っております司法権の自律性がそこで損なわれるおそれがあるのではないかということも言えますので、私は法律で定めるというのは、一見、議会制民主主義の趣旨に合致しているようではありますが、それがかえって司法権の独立・自律性を損なうというおそれもあって、司法権の性格からいったら、むしろ規則の方がよろしいのではないかという感じがしています。

【遠藤委員長】宮本委員から、国民の意思を指名過程に反映させるという重要な事項を定めるものである以上、法律によるべきである旨の御発言がございました。宮本委員、これはすべて法律でという意味ですか、それとも骨幹的重要な部分のみを法律で、その余の細目については規則でという御趣旨で伺ってよろしいのでしょうか。

【宮本委員】さらに詳細については、追って意見を述べたいと思いますけれども、私は基本的事項、これは法律で決めるべきであろうと思うし、その程度でいいのではないかということです。

【遠藤委員長】宮本委員の御意見のほか、戸松委員からは、主として憲法上の理念つまり司法権の独立尊重という観点から規則制定権が認められ、かつ指名権が与えられた趣旨からみて、法律によるよりは、むしろ規則で定めるべきが相当ではなからうかという御意見が述べられました。ほかの方々はいかがでございましょうか。

【前田委員】私も規則で定めるのがよいと考えます。戸松先生のお話を伺えばより法理論的な裏づけが得られたという感じがするんですが、ここ一連の国民の司法に対する不満や批判はいろいろあるかと思いますが、裁判所の自律については、それを少し緩めてよいという議論は全くないと私は思います。むしろ、やはりそれはきちっとしておいてほしいというのが国民の声だと思います。

その観点からいいまして、やはり任命に関して政党の絡む国会の場で決めていくのは好ましくないと思います。先ほどのお話ですと、この規則をつくるということだけを決めるとか、根幹の部分だけを法律で決めるというお考えもあると思うんですが、そういうものをわざわざ法律でつくる必要があるかなという感じがいたしまして、これから

審議して具体的な内容を詰めていくわけですが、私は基本的に、裁判所が自律的に「どういうものが国民にとって一番望ましい任用制度であるか」ということを詰めていくということが一番肝要なことだと思います。制度的には規則で決めていくのが自然だと考えております。

【堀野委員】憲法を専門になさっている戸松先生と論争するつもりはないんですけども、やはり規則で定めるかあるいは法律で定めるか、法律で定めても構わないという説、それから競合するという説等があるかと思うんですけども、私は、先ほど宮本委員が引きました裁判所法 45 条、簡易裁判所判事の選考任命という規定がございますが、第 1 項は恐らく簡易裁判所判事に任命される任命資格の問題について触れていると思いますけれども、その任命資格について触れると同時に、「前条第 1 項に掲げる者に該当しないときでも、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経て、簡易裁判所判事に任命されることができる。」と、これは任命資格と任命手続を両方書いていると思いますけれども、ここに任命に関わって設置すべき組織の名称をもきちんと法律の中に取り込まれており、そして第 2 項に「簡易裁判所判事選考委員会に関する規程は、最高裁判所がこれを定める。」としてバランスをとっている。この規定が、これはパラレルに考えられるかどうかまた御異論があるかとも思いますけれども、少なくともこういう形で裁判所法の中に入れることは可能ではないかと考えます。

戸松先生の御意見も、そうでなければならぬ、規則でなければならぬという御意見ではなかったのではないだろうか。逆に、私どもの意見も、論理的にみてどうしても法律に書かなければならぬというところまでいえるかどうか、それはちょっと疑問がありますけれども、いわば相対的な問題を含んでいるのではないか。そうすると、このような国民の意思を反映させるための機関を設置するという趣旨からいってどちらがいいかという観点からも議論する必要があるのではないか。そうすると、裁判所法に既にこういう規定があることとの整合性等との関係で、そういう規定を入れることも可能であり、また、それが国民に法律を通じて公示されるという点も重要なことなのではないだろうかと考えます。

【龍岡委員】今、簡易裁判所判事の件について言われましたけれども、これについては簡易裁判所の判事を任命するためには選考委員会を経ることが資格要件になって

いるわけですね。それから、一般のそのほかの下級裁判所の裁判官につきましては、既にほかのところで裁判所法で資格要件が決められている。そこで、簡易裁判所裁判官の場合とはちょっと違うのではないかと。資格要件に関するところを法律で決めるというのは、これは十分理解できるところではないかなと考えております。

それから、私は一般的な話ということさせていただきますけれども、憲法論からいきますと、私も先ほど戸松委員からされた説明がごく自然ではないだろうかと考えます。ここで議論しようとしていますこの機関の設置につきましては、先ほど来、幹事の方からも説明があったわけですが、司法制度改革審議会の意見あるいは政府の司法制度改革推進計画でも指摘されておりますように、立法措置による点を含めた所要の措置を講ずる余地が残されているという指摘がありますから、確かに法律で規定するということは当然考えられると思うんですが、その前にまず最高裁での検討にゆだねられていると考えられます。その点で、ここで十分検討した上でということになるかと思えますけれども、その中で考えられますのは、後でこれは議論になると思うんですが、この委員会が諮問に対して検討していくということは、やはり最高裁の指名権に事実上の影響を与える可能性があるという点では、法律でやる場合と最高裁自ら持っている規則制定権の中で設置された委員会等の機関によるのでは性質がちょっと違うのではないだろうか。やはり、先ほど戸松委員からも説明がありましたように、裁判所の独立性とか自主権、自律権といった点を考えると、やはり規則内で制定されるのがごく自然ではなからうか。また、裁判官につきましては、やはり最高裁が一番実情に通じているということが言えるのではないかと。そういった点を考えますと、やはり規則で制定するというのが実際的にも感覚的にも即応しているように思います。それから、更に言えば、この諮問につきましても、時代に応じて多少手直しをしていかなきゃならない事態が考えられるんじゃないか。そういった点を考えると、規則の方が機動的にといいますか、そういう社会の変動に対しても対応していける委員会の組織等の構成が可能ではないだろうか、そういった点から、規則であるのが我々実務家としても感覚的にはぴったりくるように思います。

【磯村委員】設置されるべき機関、あるいは委員会の権限にもよるわけですが、最高裁の指名権限そのものについて掣肘が加わるということでは恐らくありませんの

で、論理的には法律でないとしたら、あるいは規則でないとしたらということには必然的にはいかないのではないかと思います。ただ、憲法論としては先ほどからいろいろな意見が出ておりますので、繰り返しませんけれども、指名権限について、少なくとも事実上かなりの制約が加わるという部分があるということを考慮すると、どちらが適当かというときに、従来の司法権と行政、あるいは立法権との関係で言いますと、その独立性というものによりウエートが置かれる必要があるのではないかと思います。

一つの懸念は、最高裁自身が指名権限を持っていて、かつその中の規則で諮問についても、例えば委員会を設けるということになりますと、結局同じ主体がということにならないかという、そういう懸念があるんだらうと思いますが、その懸念というのはむしろ最高裁の規則で設けるかどうかということではなくて、その規則でどういう形でその委員会が設置されるかという運営ないし権限の問題として処理すべきではないかというように考えておりますので、結論的には私も戸松委員と同じような考え方でいいのではないかと思います。

【長谷川裕子委員】この議論がすごい早いんじゃないかと思うんですね。法律で決めるのか、規則で決めるのかというのが非常に早くて。なぜかという、司法制度改革審議会でなぜ裁判官の指名過程に国民の意思を反映させようとする、そういうものを設けるかという議論がなぜ起きたのかということがまずあると思うんですね。今日資料の図の5で示されているわけですが、判事に任命されているこの過程の中のどここのところにこの委員会を設置して、何をするのかということが明らかでない、規則でやるべきなのか、法律でやるべきなのかというのが私は見えてこないんじゃないかというふうに思うんですね。冒頭から法律でやるべきか、それとも規則でやるべきかという議論で入ってしまうと今の議論になってくるわけで、もう少しこの辺、次の事項も議論しながら、もう一回このところに戻ってくるという、そういうやり方をしていたら、私も規則ならいいのか、法律でいいのかということがもう少しはっきりしてくるのではないかと、そういう感じがするんですけども。

【堀籠委員】私も長谷川委員の意見に賛成です。司法制度改革審議会の最終意見によりますと、下級裁判所の裁判官の指名過程に關与する諮問機関を最高裁に設置

すべきだとされており、この委員会の委員の方も皆さん賛成で、最高裁にこういう機関を置くこと自体については、コンセンサスができています。

そういたしますと、最高裁に設ける委員会、あるいは機関がどういう姿であるべきかということが最も重要でありまして、もちろん設置するための法形式が重要であることは間違いありませんけれども、その姿をどうするか、すなわち機関の所掌事務でありますとか構成、あるいは下部機関の機能、構成、こういうものはどうあるべきかということとを議論していくのが重要だと思います。法形式がどうあるべきかということは、論点が大体出ているので、この程度にしてはいかがかというふうに思います。

【遠藤委員長】今まで何人かの方々から御発言をいただいたわけですが、最後に長谷川委員と堀籠委員の方から、私は極めて的確な御指摘があったように思います。いきなり法でやるか規則でやるかとなると、憲法上の理念的な問題までさかのぼって議論せざるを得ないことになるわけですが、何はともあれ大事なものは、中身をどうするかということであり、そのイメージが浮かび上がってきませんか、なかなか法が規則かと言われても、議論しにくいという側面も確かにあるかと思っています。なお、御意見全般としては、規則でやるべきであるという方の方が多かったように思いますが、今日この問題についてけりをつけるということでなく、多少中身の問題に入らせていただきまして、その上でまた御議論をいただくことにさせていただきたいと思っています。よろしゅうございましょうか。

【青木委員】質問みたいなことですが、私は皆さんと違いまして法学者ではありませんで、経済学、あるいはもうちょっと広く制度分析というものをやっておるものですが、戸松先生のおっしゃられた憲法論議は、私にとって非常に説得的な気が致しました。今、日本の司法制度以外でも日本のシステムがいろいろなところでうまく働いてないということは、三権分立ということが少しあいまいになっているところが大きいに影響しているのではないかと思うんですね。例えば景気を刺激するためにどういうふうに税制を変えるかという場合に、内閣の行政権が非常に制約されていて、国会で決めるという名のもとに実際には一政党の事前審査で決まらなければ何も決まらないというようなことになっているわけですね。

私は、司法の自律性ということをあくまでも担保していくということがこれからのシステ

ムをつくっていく上では非常に重要なことではないかというふうに思うんですが、ただ、今の問題でも、例えば法で決めるということになると、単にその機関を設置するというだけではなくて、ある程度構成とかなんかに至るまで、国会にゆだねるということになりますね。そうしますと、ここで議論するというこの意味がどういうことなのかという疑問を若干持つんですが、この点はいかがなのでしょう。

【遠藤委員長】委員の皆さんの大勢が、規則でやるべきでない、法によるべきであるということで一致するのであればともかくとして、当委員会は、最高裁判所の規則制定諮問委員会ですので、規則を制定するという前提のもとに、これからの議論を一応進めさせていただかざるを得ないと思います。要は中身の問題となるものと思われまので、中身の問題につき御議論いただく過程の中で、必要に応じて規則によるべきか、法律によるべきかを御議論していただければ良いのではないのでしょうか。

【宮本委員】委員長がおっしゃったとおりですが、青木委員の誤解のないように申し上げておきますと、私は法律で定めるべきだということを言いましたけれども、それでもなおかつ規則で決めなければならないところはいっぱいあると思うのです。もちろん裁判所の自律ないしは司法権の独立、これは最大限尊重しながら、法律で基本的なことを決めて、その上で規則で定めるべきことは膨大にあるわけで、これについては、この委員会で当然審議しなければならないことだと思っております。ですから、法律事項であるといっても、すべてがそうであるというつもりではありませんので。

【遠藤委員長】はい、わかりました。

それでは、改めて私の方から要約させていただきたいと存じます。制度の具体的内容、これが一番大事なことだろうと思っておりますので、その具体的内容を御議論していただくこととし、その過程の中で、必要に応じてこの問題につき御議論願うことにしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは、中身の問題に入らせていただきます。第一に、組織の形態をどのようなものとするかということをお諮りしたいと思います。改革審としては、委員会方式を前提において議論されてきたように思いますが、当委員会としても、組織形態としては、委員会方式をとるということでよろしいでしょうか。要するに、委員会方式でなければ何が組織として考えられるのかということになると思いますが、何か御意見のある方は



いらっしゃいますか。委員会方式ではなく、単なる事務局で十分ではないかとか、何とか協議会程度でいいのではないかとか、こういう御議論があるのかないのかわかりませんが、その点だけ確認させていただきたいと思います。私は、個人的には委員会方式をとらざるを得ないと考えていますが、いかがでございましょうか。

特に御異論がないようですので、この点については、委員会方式で組織を組み立てることに全員一致で賛成したということで確認させていただきたいと思います。

次に、委員会の所掌事務をどうすべきかについてお諮りしたいと存じます。先ほどの金築幹事の御説明によりますと、基本的なところで、3つほど考え方があるようでございます。第1に、最高裁判所から示された指名名簿案に基づいて、個別具体的に裁判官としての適否につき答申するという考え方が一つ。第2に、せっきくこの種の委員会が立ち上げられる以上、この機関により主体性を持たせる意味で、単に諮問に答えることだけに限定すべきではなく、推薦権限まで与えるべきであるという考え方が一つ。それからもう一つは、これはおそらく少数説にとどまるのではなからうかと、私なりに勝手に考えているのですが、この委員会は、裁判官の任命の在り方等について一般的な議論を行う機能を果たすにとどまるべきであり、個別の人事については、指名をしない等の特異なケースに限るべきであるという考え方があるようです。

第3の考え方はともかくとして、主として前二者についてお考えが分かれるのかなというように思われますが、いかがでございましょうか。なお、今日のところは、時間の関係もございしますので、ここでは所掌事務の中身として、単に諮問に対する答弁のみに限定するか、推薦権限まで与えるかということを中心として御議論していただければありがたいと存じております。いかがでございましょうか。

【堀野委員】意見の前に質問ですけれども、独自に推薦権を持つという点については、諮問に答えるという趣旨の審議会の意見書とちょっと齟齬するんじゃないかなという感じがしますが、それは一応さておきまして、「論点メモ」の中で「あるいは」で分けられている前段と後段の2つの場合、具体的に何が違うことになるのか、どういう問題意識で分けられているのかということですね。つまり後段の「あるいは」以下の「下級裁判所の裁判官の指名を受けようとする者はこの機関に直接応募するということとすべきか」ということとの関係ですが、こういう結論を出した場合に、採用を最終的に決

定する最高裁の方との関係はどうなるんですか。その機関が応募を受けて審査するにしても、当然、資料が必要だから、最高裁の人事当局と連絡をとることになりますね。「あるいは」で結ばれたこの2つは具体的に何が違うのか、ちょっとそれを教えていただきたいんですが。

【遠藤委員長】幹事の方から、今の堀野委員の質問に対してお答えいただけますか。

【金築幹事】もっともな御疑問でございますが、ここの意見の分け方が論理的になっているかどうかということはございますが、私どもの考え方からいたしますと、指名を受けようとする者についての審査は、最高裁判所に対して指名を受けたいという意思を表明した者について問題になると思うわけでございますが、ただここで問題になっていることの実質は諮問をするときに最高裁判所が選択をして諮問をするのか、それとも希望を表明している者をすべて諮問をして、必ずこの新しくできようとする機関で裁判官としての適否を審査するという仕組みにするのかと、その辺の考え方の違いがここでいろいろな意見があるというところの背景にあるのかなというふうに考えています。その点につきましては、これは審議会の意見書でも、裁判官への任官を希望する者については、すべてこの機関の審査を受けるべきであるということを書いてありますし、私どもも審議会で意見を述べさせていただいたときに、裁判官への任官を希望する者についてはすべて必ず諮問をする考えでございますということを申し述べました。堀野委員の御疑問に対して、すべての確に答えたかどうかわかりませんが、私が理解いたしますところの背景にある問題点というのはそういうところかなというふうに思っております。

【堀野委員】そうすると、ちょっと変な言い方ですが、最高裁がすべて指名を受けたいという者を対象にするということについて、そのことが信用できるとすれば、両者は同じことを言っているんだということになるんですか。

【金築幹事】実質的にそれほどの差はないということになるのではないかというふうに考えております。

【宮本委員】関連しますが、論点メモの2ページの上の方の説明が率直に言ってちょっとわかりにくいということがあって、いろいろ疑念が出てくるのだと思うのですが、今の御説明のとおり理解しますと、上段と下段の関係は、上段の方はまず指名を希

望する者は最高裁に申し込みをするということになるし、下段の方は直接応募と言っていますから、委員会に申し込みをすると、そういう違いが出てくるのではないかと思うのですね。

そうしますと、今の御説明で実は同じなんだということがちょっと違って来るのかなと、私の理解のとおりなのかどうか、ちょっと自信がないんですけれども。そこで中段の部分、独自にというのは、これは指名を受けたいという申し込みがないのに、委員会が独自に他薦的に推薦する、あるいは指名候補として挙げるという理解でよろしいのかどうか。

ついでに意見を言ってしまうと、私は、私の理解のようなことでいいのであれば、指名を受けたいという人は任命諮問委員会に申し込みをして、そこで審査を受ける、その結果を最高裁に挙げるというシステムでいいのではないかと考えています。

【金築幹事】私の説明が不十分であったと思いますが、この設問は、実は審議会で出た議論をできるだけ忠実に書こうとしたために、多少わかりにくくなっているかと思いますが、私が申し上げたのは、実質的にどういう点が問題意識としてあったかということを私なりに忖度したわけでございます。

直接の応募まで所管するということになりまして、これは確かに形として違うわけですが、この点につきましては、指名を受けようとする場合には、その権限を有するところへ申し込むのが普通ではないか、独立の行政を行なう組織をここに作るというお考えかもしれませんが、こうした意見が出てきた背景としては、そこで直接受け付けないと、最高裁が諮問しない場合、希望する者の意思がこの諮問委員会にわからないで無視されてしまうという心配があるために、こういう議論が出てきているのかなというふうに理解いたしまして、先ほどのように御説明したわけです。

もう一つさらに補足させていただきますと、この機関の性格づけとして、2番目にございます指名されるべき者をみずから独自に推薦するということが出てきているのはなぜかということを考えますと、この機関が最高裁からこの人を指名すべきかどうかということを常に受け身で審査するというだけでなく、もう少し積極的な役割といいますか、裁判官としてふさわしい人でどういう人がいるかということをいろいろ知恵を集め、こういう人がいるじゃないかと、こういう人を裁判官にしたらどうだという議論

をこの委員会の中でして、裁判官として良い方をどんどん推薦していこうと、そういう機能を持たせることがこれからの新しい立派な裁判官制度をつくっていくために必要ではないかと、こういう議論が恐らく頭の中であって、こういう意見が出てきているのではないかと思います。

その関係で申しますと、そこまで申し上げた方が御理解に資するかと思って申し上げますが、委員会が推薦したい人について、最高裁が諮問をするというルートを通すかどうか、本人が最高裁へ任官を希望していただければ全部諮問をすると、諮問をする前に最高裁がこの人は諮問をしないでこの段階で不採用を決めてしまうということになると、この委員会の意思が生きないわけですが、これを必ず諮問するということになりますと、その辺の実質的な差はないと、ただ最高裁への任官の意思表示を公式に経由していただくかどうかと、その点だけの形の違いということになりますので、そういう意味で先ほど申し上げましたように、実質的な差異がそれほどないのかと。堀野委員も、そういうことなら実質的な差異がないという趣旨のことをおっしゃったのは、そういうことかと考えております。

【磯村委員】私の方はちょっと内容的な質問なんですけど、今の諮問ということのまさに中身なんですけれども、最高裁が例えば仮に任官希望を受け付けるというときに、その受け付けたリストをその場合ニュートラルな形で委員会の方に回して、そこで適宜の判断を経て、返ってきたものについて、最高裁判所が指名権限を最終的に行使するという形になるのか、あるいはポストの数が限られているわけですから、これだけの候補者のうち、例えばこれだけの人数について採用するというようなある種の評価を踏まえたものを諮問委員会の方に回すという形になるのかということで実質が随分変わってきて、前者の方であれば手続的にどちらが受け付けるかということだけの話だと思いますが、後者の場合ですと随分役割が違ってくるのではないかと思いますので、その点のあり方についてお教えいただければありがたいと思います。

【金築幹事】その点は最高裁の方で積極的に指名をすべき人を選んで諮問をするということではなくて、全部諮問するという意味は、最高裁としては適性について疑問を持っているという否定的、消極的評価をその段階で仮にしているということがありましても、諮問をして御意見を聞いて決めるということでございます。

それでは、任命できる人数以上に多数の人が応募してきたときはどうかという問題は確かにございますが、裁判官としての適否を判断していただくということでございますので、適否の御意見をいただいて、それでそのときに定員上任命できないとか、そういったことがございましたら、御本人の希望等も聞いて順番で待っていただくとか、定員に合わせる措置というのは必要かと思いますが、あくまでも適否の意見については、最高裁としては諮問いたしまして、適性について御意見をお聞きすると、こういうことでございます。

【鶴岡委員】先ほど説明があったなら本当に御無礼なんですけれども、資料の5の裁判官の任命手続の概略図というのがありますね。参考資料の方です。これでちょっとさっき説明があったかもしれない、私はちょっと聞きそびれちゃったのは、この今度できる委員会は例えば一番簡単などこのところでもいいんですけれども、司法修習生から判事補への任命の1番のこのフローチャートでいくと、裁判官会議の後にこの委員会に何か相談が来るんですか、そこをちょっと教えてもらいたい。

【金築幹事】裁判官会議の直前というふうに御理解いただければよいかと。

【鶴岡委員】そうすると、それはみんなこの下のところ、ずっとこのページの判事の選任でみんなそういうふうに見ていいわけですか。

【金築幹事】これは内閣へ出す名簿を決定するという段階でございますので、その名簿を決定するために、裁判官としての適性について、この新しくできる機関で御意見をお聞きすると、こういうことになります。

【鶴岡委員】その場合に、裁判官会議の前に御意見を聞くとして、そのときに例えば司法修習生から判事補の場合、面接等をやってますね。その結果、皆さん方の方からこの委員会には、この人は判事補の希望を出しているけれども、不的確だよとかという意見をつけて、この委員会に出す予定をされているんですか。

【金築幹事】諮問の仕方の具体的な姿については、これからここで御議論いただくテーマでもあろうかと思いますが、個人的な意見としては、最高裁の方で意見をつけるということもあり得るかと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、仮に最高裁がこの方は適性について疑問があるのではないかというふうに思った場合でも、その限りで不採用を決めてしまうのでは

なくて、このできる機関に御意見をお聞きして、その結果を得て、改めて裁判官会議で決めると、こういうことになるわけです。

【宮本委員】ちょっと正確を期するために。参考資料の5の表で言いますと、緑色の部分、つまり判事補採用願提出とか、弁護士からの任命の場合の申し込み、あるいは判事補からの任命の場合は判事任命願いの提出という、緑色の段階で任命諮問委員会に諮問をするという理解でいいのではないのでしょうか、違いますか。

【金築幹事】一番上で申しますと、緑色と裁判官会議の間は2回試験をやっておりまして、成績が出ておりませんので、参考資料もできていない、その人の採否を決めるための資料も整っておりませんので、判事補に採用願を出したすぐの段階ではちょっとまだ諮問するのは無理かと。ただ、実際の審議をしていただく前に、任命願が出たから形式的な諮問をするということは考えられるかもしれませんが、その間に委員会が何らかの調査をするということもあり得るのかもしれませんが、判事補の場合で言いますと、その段階ですぐに審査をするということは無理かというふうに思います。

それから、2番目の場合、この場合はまだ手続が決まっておりませんで、現在は最高裁の方で面接しておりますけれども、弁護士からなられる場合にこれから面接をどういう形でやるか、この委員会ができたときに委員会がみずからされるという場合もあると思いますので、確かにそういう点を考えますと、申し込みから裁判官会議があるまでのどこかの時点で諮問をすると、特に弁護士からなられる場合に、申し込みがあればこの委員会がすぐいろいろな調査をするという観点から言いますと、おっしゃられましたとおり申し込みの直後に諮問をするという形が適当かもわかりません。

【竹崎幹事】参考資料の1に審議会意見書の抜粋というのがございますが、この審議会意見書抜粋の右の上の欄を御覧いただきますと、枠で囲ってないところですが、ここに裁判官への任官希望者のすべてが同機関の判断を経た上で指名されるか否かを最高裁判所によって最終的に決定されるものとすべきであるというふうにされておりますので、申し込み、つまり採用希望の意思がある者がこの諮問委員会にかけられないで不採用になるとか、そういうことはないという前提、実態はそういう前提で、したがってあとどこが推薦するかどうかというのは実は手続の問題ではないかというふうに思っていて、手続と実態がちょっと入り組んでいるように思われますが、そこ

をちょっと区別していただく必要があるかと思います。

【遠藤委員長】堀野委員の御質問から始まって、竹崎幹事がお述べになられた点は、私も実質論を討議するに当たって大変大事なことだと考えております。改革審の意見書をよく読んでみますと、裁判官への任官を希望した者については、すべて同機関、つまり委員会の判断を経た上で指名されるべきであり、手を挙げた人については、最高裁判所の方で委員会の方に回さないということはある得ないという前提に立っているように思われます。そうだとすると、あまり委員会としての推薦機能にこだわる必要性はないように思われます。なぜならば、この委員会が幾らあの人があふさわしいと思って推薦してみても、やる気がない人について、結局引き受けてもらえないわけですから、推薦すること自体意味がないことになってしまうからです。一方、本人にその意思がある場合には、本人自ら最高裁判所に対しその旨を申し出ればよいのであって、その場合、最高裁判所としては、任官希望者すべてについて委員会にその適否につき諮問するという保障が得られさえすれば、委員会としての意思は、その段階で十分反映し得ることになり、実質的な相違点はみられないことになってしまうからです。もっとも、先ほど磯村委員が指摘されたように、その場合、最高裁の方で、なってもらいたくないと考えた人については、その旨の意見をつけて回すのか、白紙の状態で回すのかということによって、多少違いがでてくることになるのかもしれませんが。また、委員会としての主体性を考えた場合、実質的にどこまで違いがあるかどうかは別として、委員会自ら積極的に裁判官適格者を掘り起こし、本人の説得に努め、その承諾を得た上、最高裁判所に推薦するということは、言葉は悪いかもかもしれませんが、一種のお墨付きを与えることになるわけであり、それなりの意味があり得るようにも思われます。さらにその辺の御意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

【堀越委員】私はそもそもこういう委員会をつくることになった理由というのが指名手続の透明性の確保というところにあると思いますので、そういたしますと、全員について諮問に付するというのであれば、推薦というのは実益性がないことであろうと思いますし、その適否の判断のところ、これは後で委員会の構成の問題にもなってくると思いますけれども、そこでどういう委員におなりいただくかというところを十分検討をして吟味さえすれば、そこに国民の良識というものは当然持ち込まれるわけござい

ますので、わざわざわかりにくい制度で推薦した者が一度また最高裁にいて、最高裁からまた再度諮問に付されるかどうかという問題もあると思いますが、そういうわかりにくい制度にする必要はなくて、手続というものはなるべく簡明にやるべきであるというふうに思いますので、推薦の機能は持たせる必要はないというふうに考えております。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

ほかの委員の方々、いかがでございましょうか。

【土方委員】この推薦がいいのかどうかという議論の中で私がちょっとわからないのは、委員会が推薦をつけて最高裁の方に意見を言おうと、それから全然単なる意見だけで最高裁の方に送ろうと、最高裁が最終的に指名権限を持っているわけですから、そこで最終的な決定がされるわけですね。今回の司法制度審議会の中に、十分に意見を反映してというか、そういう第三者機関から見れば、そういう意見を尊重した上で最高裁が決めると、それが聞きっぱなしになるのではないんですよというところが非常に重要なところだと思うんですが、実際に最高裁の方が指名権限があるわけですから、そうするとそこで指名権限は最高裁にあるけれども、実際どういうふうに配慮をされたのかということがどういうふうにわかるのか、そこは説明責任という言葉で出ておりますが、そこが担保されているならば、委員会どうか、いろいろな意見の形で最高裁に上げて、それは最高裁が十分にみずからの責任で判断した上で、例えば当該の当事者が自分は委員会の方からは多分かなりいい意見が出ているはずなのに、どうして最高裁はくみ入れてくれなかったんだというようなところで、例えばそれがこれは私の意見なんですけれども、委員会に異議申し立てをして、委員会の場で再び最高裁と本人の意見を聞いて、とりあえず最高裁の判断が適当であったかどうかとか、そういうようなことを、ただしそれは決定権限はございませんけれども、一応第三者的に最高裁の判断に異議が出たけれども、最高裁は適正であったとか、ちょっと疑問があったとかという意見にとどまる程度だろうと思うんですが、そういうようなシステムがあれば、その委員会の方からいろいろな形で意見が最高裁に出てもいいんじゃないかというふうに考えますし、そこが最高裁の決定のところ委員会の意見をどう反映したかがわからないような形ですと、推薦する意味があるのかとか、あるいは意



見を具申する意味があるのかということになってくるんだろうと思います。ですから、その全体の仕組みがわからないと、逆に委員会がどういう格好で最高裁に意見を出したらいいかのということもまた非常に考え方が難しくなってくるのではないかと思います。

【青木委員】委員会の具体的な仕事はどういうものなのかイメージをつくらうとしていますが、この参考資料の8によりますと、毎年 300 人ぐらいの裁判官の方が任命、あるいは再任されておりますね。そうすると、最低限これぐらいの人数の方を委員会が評価される、あるいは最高裁の方からは候補者のリストみたいなものが委員会に提出される、そこに自薦の方はもちろん含まれるわけですから、しかもロースクールなんかもできて、社会環境が変わってきますと、多分リストは非常に大きな数になる可能性がありますね。そうしますと、委員会が一人一人の方に関して細かい調査をするということが果たして可能なかどうか、これは公正取引委員会みたいな専門のスタッフを持った常任の委員会をつくるのか、あるいはむしろもっと非常勤のような形の委員会になるのかということでも仕事の量も違うと思いますけれども、そのイメージも少し描いてみないかというふうに思うんです。

指名の権限はあくまでも最高裁にあるわけですから、かなり大きなリストが提出されて、最後に選択されるのは最高裁が専門的な知識に基づいておやりになられるということになるとすると、委員会というのは多分コントラヴァーシャルなケースに関して判定をくだす、これはどうも不適格じゃないかと、裁判所の慣例で、今まで内部昇進が中心になっていると、なかなか身内の方の再任を拒否するようなことがしにくいようなことを防ぐとか、あるいは裁判所の方から見ると少し問題があるというふうに思われている方でも、社会通念から見ると、むしろそういう裁判官がいた方がいいんじゃないかとか言ったような、ちょっと違ったインプットを入れるということにこの委員会の意味があるんじゃないかというふうに思うんです。

委員会の権限というのはそんなものかなというイメージを私は持っておるんですが、もう一つは具体的に個々の裁判官の適否に関して判断すると同時に、これはこの委員会の仕事ではないと思いますが、裁判官制度の改革についてということで、給源の多様化ということが言われておりますね。私はアメリカの大学に長くおりましたので、

観察する機会があったんですが、裁判官は非常に多様な方、経験を積まれた方がなられるわけですが、日本もだんだんそういう方向に進んでいかなければならないという問題意識があった場合に、恐らくこの委員会は最高裁判所から提出されたリストが一方的にちょっと偏り過ぎているんじゃないか、内部昇進の方の比率が大き過ぎ、もうちょっと弁護士出身、あるいは大学の教授出身の方のような、そういう給源をもっと開拓するという点に関して、勧告を行なうとか、そういうような一般的な権限があってもいいんじゃないかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

それでは、ほかにもまだ御意見をお述べになられたい方もおられると思いますが、本日のところは、時間の制約もありますので、恐縮ですが、この程度にとどめさせていただきたいと存じます。なお、所掌事務の根幹部分、すなわち諮問にのみ答えることをすべきか、推薦権限まで持たせるべきかについては、御意見の分かれるところだろうと思いますので、この点は留保し、最低限度御異論のない部分についてのみ、意見をとりまとめさせていただきたいと思います。

委員会としては、単に一般的な任命基準のみについて意見を述べるだけでなく、最高裁判所が提示した指名名簿案に基づき指名の適否を答申する、また、この指名名簿案には任官希望者全員の名前を登載する、この二つの点については、御異論がございませんでしょうか。その他関連事項としては、意見に理由を付することができるかどうか、選考基準等について審議することを所掌事務として含ませるべきかどうかという問題がございます。答申の場合に意見に理由を付することができるというのは当然のことのように思われますし、また、一般的な選考基準等に関する審議をしていただくことも、これはなかなか裁判官の任命に関する選考基準を定めるということは、事柄の性質上非常に難しいこととは思いますが、答申に当たっての公正性、客観性、透明性を担保するためにも大変重要なことだと思います。したがって、この二つとも積極的に考えてよいと私は個人的に考えていますが、御賛同いただけますでしょうか。

いずれも、御異論がないようですので、以上四点については、全員一致賛成ということで確認させていただきたいと思います。

【宮廻委員】これは確認かもしれませんが、先ほど金築幹事の方から御説明あ

ったことに関連することですが、この文章の一番上の「適任者を選考し」の「選考」の意味なんですけれども、(その「適否」を判断し)と書いてありますよね。これは例えば今年裁判官を 200 人再任するといたしますね。その場合に、200 人を確定するということなのか、あるいは 300 人応募してきたけれども、この中で不適任者は誰々ですと、あとは裁判所の方で決めてください。つまり人数を 50 人落としたとしまして、250 人は推薦といいますが、選考基準をクリアしましたと、あと 200 人までどう決めるかは最高裁の方で判断してくださいということにするのか、いずれの方をお考えなのか、御説明ください。

【金築幹事】先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、場合によって明らかに適任とされた方全員の採用は無理だということで順位をつけていただくということもあり得るかもしれませんが、基本的には裁判官としての適否を判断していただくということだと思います。

【遠藤委員長】あと細かい問題というか、これはある意味ではまた大変重要な問題であるのかもしれませんが、指名する裁判官の範囲、特に高等裁判所長官を含ませるか、簡易裁判所判事を含ませるかという問題があるんですが、時間の制約もありますので、本日の段階では省略させていただき、次回に御意見を承りたいと思います。次に、委員会の組織、構成、運営方法についてお諮りしたいと思います。これも細かい問題が多々あるんですが、ごくごくイメージ的なもので結構ですが、この委員会は具体的にどうあるべきかということについて、概括的、一般的な御意見があれば、この段階で承っておきたいと思います。いかがでございましょうか。

【戸松委員】この制度の基本に関係することだと思うんですけども、司法制度改革審議会の意見書にもあらわれている国民の意思を任命過程に反映するということは、裁判官の任命過程については、議会の代表、議員のように国民の意思が直接あらわれてないが、そういうのを少しでもあらわすのが適当だという趣旨がございまして。そこで、この委員会への最高裁の諮問を経て任命される裁判官が自分の背景に国民があるんだという、こういう自負が抱けるような、そういう構成をすることが必要じゃないかなと思います。これは一般的に、どうすればいいかというのは大変難しいんですけども、自分が裁判官となって裁判をして、それに従っていただくということの背後に

は、自分の見解だけじゃなくて国民の支持があるんだという、こういう気持ちが抱けるような、そういう象徴的な構成をするのがまず重要ではないかという気がいたします。

【遠藤委員長】大変ありがとうございました。

ただ今、戸松委員がおっしゃられた程度のことというは大変失礼なんです、今日の段階では、その程度のイメージ的なところで結構ですが、御意見を承りたいと存じます。

【長谷川裕子委員】委員会の構成ですが、今日の資料の3ページに法曹関係者のほか、幅広い視野と見識を有する学識経験者等となっているんですが、国民の意見がなるだけ委員会に反映するということであれば、むしろ法曹関係者はもちろんでございますけれども、学識経験者だけでなく、例えば消費者団体の方だとか、幅を広げた有識者の皆さんも入れるようにするとよろしいのではないかなと。

【前田委員】今の御意見への異論ということでもないんですが、この文章の3ページはすんなり納得できるのです。国民の意思を反映させるためには、まず法曹関係者、これは法律的な能力があって、国民の期待するような裁判官であるかどうかをチェックしていただくという意味で非常に重要だと思います。そして、それ以外に先ほどの国民の声の上に支えられた裁判官を選んでいくために、学識経験者も必要でしょう。ただ直接的な国民の利害の投影みたいなものは、私はむしろない方がいいと思うんです。一つか二つフィルターがかかった形での国民の声を反映するというのが裁判所の独立という問題との兼ね合いからも合理的です。それから法的な英知にかなったものにするには、私はそれが国会とかの利害の調整をする場と違う手法の一つのポイントになってくると思うんですね。決して、だから国民の声を無視していいということではもちろんなくて、そういうシステムを作ることによって、一つ風穴があくことによって、私は今の国民が不満を持っている、密室で決めているみたいなことは打ち破れて、しかも直接入ってきますと振幅が大きくなり過ぎますし、また裁判の当事者の利害の問題とか、いろいろな問題が出てまいりますので、非常に今日は抽象的で恐縮なんですけれども、一つフィルターをかけたレベルでの国民の常識を反映する人をいかに選ぶか、そして国民から見て、我々の声を代表してくれていると思えるような方をいかに選んでいくかがポイントだと私は考えております。

【長谷川裕子委員】例えばと言ったときに、何か利益団体という、そういう意味じゃなくて、いろいろな国民の声がそうだなと思うような納得できるような人、中立的で公正であるような、そういう人たちが構成できるようなものであればいいのではないかという意味です。私のような労働団体の人とか消費者団体の人とかと、そういう意味で言ったのではない。

【長谷川眞理子委員】私は自然科学者なので、こういうことについては門外漢なんです。自然科学の方では論文の審査などをするレフェリー制度が浸透しておりますけれども、そのレフェリーというのは内容をよく知っていて、ちゃんとプロフェッショナルに判断できる人でないといけませんから、幅広くいろいろな意見の国民の代表とはいえ、中核になるべきは本当に内容がよくわかっているプロフェッショナルな人たちであるべきと。そして、それが自然科学のレフェリーもそうですけれども、そのことと直接研究分野とかで利害関係がある人とか、実際にその研究に携わっている周辺の人ではない専門家というそのプロフェッショナルが判断するというのが一番大事なところなので、このことの内容をちゃんとよくわかっているプロの専門家集団が中核であると、しかしその判断をすることの中立性というのが明確になっているという、そういう集団であれば、国民の中からどの層の人たちも選ばれているなんていうことがたとえなくても国民が納得すると思うんです。

【磯村委員】この構成について、やや気になる点は、積極的な意見ではなくて論点の提示という形でなんですが、ユーザーサイドの声がどこまで反映されているかということが仮に学識経験者を広くとったとしても出にくい場合があるのではないかという気がしないでもないんですね。国民の意思を反映するいうときに、司法制度というのはまさに国民の社会生活を支える基本的な制度であるというときに、その制度のもとを利害関係の深い代表というのは、団体の代表という意味ではなくて、そういう層からの委員というのが全然なくていいのかどうかというのは、一つの論点としてあり得るかなというふうに思います。具体的な結論を持っているわけではないんですが、その点を考慮する必要があるのではないかというふうにちょっと感じております。

【遠藤委員長】まだまだ御意見もあろうかと思いますが、今日のところはこの問題についてはそういう御議論があったというところで整理をさせていただきたいと思います。

次は論点メモの4ページの下部組織の設置、これはまず下部組織を設置することの要否と仮に下部組織を設置すると仮定すればどのような機能を果たすべきものとするか、これは改革審でも大議論があったところでございます。恐らく委員の皆さん方もそれぞれお考えをお持ちだろうと思いますが、この問題について御意見を承りたいと思います。いかがでございましょうか。

【堀野委員】下部組織の持つ意味、情報収集であれ、あるいは実質的な選考であれ、判事補採用の場合とその他の場合、若干ステージが違うのかなという感じがしておりまして、その役割をどうするのか、それは私もまだ十分考えたわけではありませんけれども、少なくとも現場の裁判官、判事補10年を経た裁判官の再任問題等については、地元の法曹関係者がかなりの情報といえますか、その裁判官の資質等についての認識を持っているという有利な側面があるだろう。それを情報収集の面だけで吸い上げるのか、あるいは一定の選考権限を持たせるか、これは検討課題として真剣に今後御議論をいただきたいと思っております。

というのは、国民の意思を反映させるということは、学識経験者が加わったということだけで満たさせるものではなくて、その人たちを通じてといえますか、具体的な検証に加わるということに実質的な重要性があると思うので、その点私も下部機構にどういう権限を持たせるかという、今日はそこまで意見が及びませんけれども、そこは非常に重視して、これは設置すべきだという意見で今日の段階では止めておきたいと思えます。

【遠藤委員長】堀野委員から、設置すべきであるが、その権限については大変重要な問題なので、今日の段階では留保するという御発言がございました。同じように、総論的な部分だけで、各論的なところは留保されても結構ですから、でき得る限り、時間の許す限り、この問題について、なるべく多くの方から御意見を承っておきたいと思えます。

【宮本委員】次回の審議のために、なるべく具体的なイメージということで申し上げたいと思います。私は論点メモの4ページに書かれている順序で申し上げますと、下部組織の設置は必要である、地域ブロックとありますが、8つのブロックつまり各高等裁判所管内に1個ということで設けるのが適当であろうと思えます。先ほどから引き合

いに出しています簡易裁判所判事の場合には、各地方裁判所ごとに推薦委員会があって、中央に選考委員会があるという構成になっていますけれども、今回の場合には各地方裁判所ごとというほどのことはなくて、各高裁管内という形でいいのではないかと思います。

次に機能については、まず第1に情報の収集、提供、これは当然のことだと思いますが、さらに2番目に推薦選考機能も持つ必要があると思います。

3番目の部分は、これは上の方とは別に矛盾はしないわけで、手続問題だと思いますが、手続については中央機関の場合と同様に考えたらいいと思います。最高裁を経由するか、あるいは直接応募とするか、同じように作ればいいと思いますが、私はとりあえず直接応募ということでもいいだろうと思います。ですから、論点メモ4ページについてはすべて肯定ということで考えております。

【中田委員】正確な情報を中央の委員会に上げるという観点から、地方のことはその地域の委員が一番詳しく知っていると思いますので、下部組織を設けることは賛成でございます。それも各高裁単位の一つでいいのではないかと思います。その目的は、正確な情報を収集するためです。それを中央の委員会に報告して、正しい判断、的確な判断をしてもらう必要があります。推薦の権限を与えた方がいいという御意見もございましたが、私は中央の委員会についても正式の所掌事務として推薦の権能を与えるのはいかがなものかと思います。最高裁の有する指名権の本質から見て、それはちょっと行き過ぎではないのかなと思うからです。ただ、中央の委員会において事実上の推薦をするということはあるかもしれません。事実上の推薦があれば、任官の意思のある人については正式に最高裁に任官申し入れをしてもらって、その人を最高裁が委員会に諮問すればいいわけでありまして、所掌事務として中央の委員会、あるいは地方の下部組織に推薦の権限を与えるということは、最高裁の有する指名権の本質から見て、ちょっと越えているのではないかと思います。

【遠藤委員長】ただいま宮本委員、中田委員から御意見が述べられたわけですが、問題は結局情報の収集、提供機関に止めるべきか、あるいは推薦、選考権能まで持たせるべきかというところあたりで議論が分かれてくるんじゃないでしょうか。大きな問題はそこあたりだと思うんですが、もう少し幅広く御意見を承りたいと思います。

【戸松委員】設けるかどうかについては、私は今考えが定まっていらないんですが、高裁管轄内にそういう機関を設けるとしたときに一番懸念されるのは、日常的に裁判をやっている裁判官が独立して裁判できる状態を崩すことにならないかどうかということです。そして、そこには情報の収集といって何の情報の収集をするのかということが非常に関係してくるんじゃないかと思います。そのようなことをやろうとすれば、国会に置かれております国政調査権を発揮して、いろいろな実態を調査するということが可能であるけれども、それをやることは過去の例がありましたように、裁判官の独立を害するという、最高裁判所の強い抗議等があった例もありますけれども、そういうことがありますので、その点は非常に注意なくちゃいけない。どういうやり方でどういう情報をなぜ収集するのかということがきちとしてないと、裁判官自身の業務に支障を来して、最終的には司法権への信頼を損なうことにもなる悪い方向に行くことにもなるので、これについては非常に慎重に判断なくちゃいけないと思っております。

【鶴岡委員】意見ということじゃないですけども、最初のそもそもの委員会もそうですし、この下部組織を作るかの問題はどういう人になるか、要るかということが私はまだイメージが特に地域的なというのになりますと、例えば東京なら東京高裁単位でブロックを作るということになりますけれども、例えば千葉市なんかは随分訴訟を受けてますので、千葉地裁の判事さんであれば私もこの方はというイメージが相当わかります。かなり行政でやってても、そこは限界ですから、全然ほかの地裁の方はわからないですよ。そうすると、ここで情報の収集、提供を行なうことに止めたにしても、そういうことをやり得る人、それからその場合に下部組織に何かサポート機関をつくるのかどうか、随分難しい問題があるんじゃないのか。だから、理想的にこういうものができて、それに相応しい人が見つかって、地域からの声が上がって、より透明性も高まりしていくということは理想だと思いますけれども、かなり難しい問題が現実には出てくるんじゃないのかなという感想です。

【磯村委員】下部組織の設置の必要性と情報収集、提供ということについては、どれだけできるかという問題はありますが、こういうものが必要であるというように認識しております。

問題はちょっと推薦、選考機能ということの意味が私は必ずしも正確に理解できない



んですけれども、中央の方で一つの委員会が裁判官の指名の適宜について判断をするということと、この下部組織で仮に推薦、選考する機能が与えられたときの関係というのはどういように理解すればよしいのかというのがちょっとつかみ切れないんですが。

【前田委員】今の御意見とも関係するんですが、修習生から裁判官を選ぶときと弁護士から選任するときと再任のときとで今の御議論、推薦の問題もかなり違ってくると思うんですね。弁護士の方から任官者を選ぶという場合を考えますと、ある程度推薦というのは出てくると思うんですけれども、それ以外のパターンだと、下部組織が名を挙げて推薦するということには問題が出てくるのではないかなと考えています。ですから、そこはちょっと慎重に検討していただきたいなと今の段階では思っております。

【北野委員】私も下部組織を持つことは賛成なんです。

といいますのは、恐らく選考基準というものが今後決められると思いますけれども、それと実質がどう違うのか、どのような実態があるかという把握は非常に大事だろうと思います。そして、また下部組織と上部組織は一体性を持つべきだと思います。上部組織に推薦権が与えられるかどうかわかりませんが、ないにもかかわらず下部組織にあるという議論は変なくあいであろうと思います。したがって、今言えますのは、上部組織が判断する、意思形成をするために、意見等を具申することは可能にした方がいいだろうと思うわけです。それで、上部と下部と一体となって選考できていくだろうというように思います。

【遠藤委員長】ありがとうございました。

時間もそろそろ迫ってきましたので、御意見を承った範囲での要約をさせていただきますと思います。

多くの方々から御発言いただいたわけですが、戸松委員、鶴岡委員のお二方から、下部組織を作ってみて、果たしてどこまでうまく機能するかという不安や懸念についての御発言がありました。確かにごもっともな御意見のように思いますが、要は、中身の問題ではないでしょうか。下部組織の設置自体に絶対反対という御趣旨ではないんだろうと思いますが、そういう御意見もございましたが、大方の皆さん方は下部組織は設置すべきであろうと、そこらあたりはコンセンサスは得られているように思われ

ますが、いかがでしょうか。なお、そこから先、つまりでき上がった下部組織の具体的内容、つまり、ブロック単位にするかどうかとか、その構成員をどうするかという細かいことは次回以降にやらせていただきたいと思います。一番大きな問題は情報の収集、提供を行なう機関に止めるべきか、あるいは推薦権能まで持たせるべきか、どちらかといえば情報収集、提供を行なう機関に止めるべきであるという御意見が多かったように承ったわけですが、堀野委員のように御意見を留保された方もいらっしゃるし、また、宮本委員のようにせっかく国民の意思を反映させるという趣旨でこの委員会がつくれ、かつ下部組織も作られる以上は推薦権能まで持たせるべきであるという御意見もございました。今日のところはそういう御意見が出たというところまでで止めさせていただきたいと思います。今日は結論を出す必要性はございませんので、さらに下部組織の細かい設置単位であるとか構成、その他については中央の委員会と同じように、次回以降御議論いただくことにしたいと思います。そこで、以上6項目について、極めて時間的にはしよりまして、概括的な御意見を伺ったわけですが、さて次回以降の進行についてここでお諮りをしておきたいと存じます。この点について、幹事の方で何かお考えがありますでしょうか。

【中山幹事】今後の進め方について、幹事の方から提案させていただきたいと思いません。

本日は長時間にわたり各論点について御議論いただきましたが、ただいまの各委員の御議論の状況を踏まえて、次回の御議論のたたき台を作成し、次回はそれをもとにして御協議いただくことにしてはいかがかと考えております。

そこで、このように各回の御協議の結果を踏まえ、その次の会の御議論のたたき台となる資料を作成する、最終的には要綱案の作成というところまでいこうかと思えますけれども、そのための数名の委員、幹事による打ち合わせ会を設けることを提案させていただきたいと思いません。

以上でございます。

【遠藤委員長】ただいまの中山幹事の御説明に対して、何か御質問なり御意見のおあかりの方がいらっしゃいましたら承りたいと思いません。いかがでございましょうか。それでは、特に御意見がないようであれば、中山幹事から御提案がございましたよう

に、打ち合わせ会を設けることとさせていただきたいと思います。幹事の方で、メンバーについては何か腹案はおありでしょうか。

【中山幹事】委員の中からは前田委員にお入りいただき、さらに委員会の庶務を担当する幹事の中から日弁連の一木幹事、明賀幹事、内閣法制局の野山幹事、最高裁判所の金井幹事、小池幹事の6人構成ということでいかがかというふうに考えております。

【遠藤委員長】中山幹事から、御提案がございましたように、委員としては前田委員、あと一木幹事ほか4名をメンバーとして、今日の論点を踏まえて、次回の審議の素材としていただくためのたたき台となるようなものをとにもかくにもつくっていただくと、その上でできるだけさらに次回に議論を深めてまいりたいと思いますが、そういうことで御了解いただけますでしょうか。

【宮本委員】前田委員ほかの方が起草を担当されるということに、私は全く異論はありませんが、委員会の議論を正確に反映するために、委員から更に大学の先生が1人か2人は入られた方がいいのではないかという気がしますけれども、いかがでしょう。

【中山幹事】戸松委員には委員長代理という職責を担っていただくことになります。磯村委員の方は遠方にお住まいでございますので、そういう意味でちょっと何度も足をお運びいただくというのもお気の毒というか、御負担がかかるかなと思ひまして、それで前田委員にお願いすることとしたわけでございます。

【遠藤委員長】お作りいただいたたたき台について、それで決まりということではもちろんないわけで、それを踏まえてさらに御議論を深めていただくことになるわけでございます。また、いろいろ事務局の方でもお考えいただいたようであり、前田委員には無理やりお引き受けいただいたような経緯もあるようでございますので、ひとつ御了解いただきたいと存じます。

前田委員及びただ今御指名のあった幹事の方々ひとつよろしくお願い申し上げます。なお、最後に次回以降の日程について再確認をさせていただきたいと思いますが、日程表にございますように、今回は既に御了解を得ているわけですが、9月20日金曜日、これは1時半から4時半まで、次の次が10月22日火曜日の2時から5時まで、次が11月22日の金曜日、午後1時半から4時半まで、いずれも会場は当大会議室

でございます。

では、本日の予定は以上でございますが、たいへん不慣れな委員長で、しかも時間の制約上、論点整理のための概括的討議のみに終始してしまい、まことに申しわけございませんでした。次回以降さらに論議を深めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の一般規則制定委員会は以上をもって終了させていただきたいと思  
います。ありがとうございました